

6 水 漁 第 1925 号
令和 7 年 4 月 1 日

北海道農政事務所長
各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
各都道府県水産主務課長
輸出拡大協議会

殿

水 産 庁 長 官
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙等
の廃止及び新規制定について

今般、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)の別紙 CN-S3「中華人民共和国向け輸出さけ類の漁獲証明書の取扱要綱」、別紙 EU-S2「英国及び欧州連合向け輸出水産製品の漁獲証明書及び加工証明書の取扱要綱」、別紙 US-S3「アメリカ合衆国向け輸出エビ製品の取扱要綱」、別紙 ZZ-S2「まぐろ類の輸出証明書の取扱要綱」及び別紙 ZZ-S3「めろの輸出・再輸出証明書の取扱要綱」並びにそれぞれの別紙において定められた様式等(以下「旧取扱要綱等」という。)について、令和 7 年 4 月 1 日から輸出証明書に係る手数料の納付が開始すること等を受け、旧取扱要綱等を廃止し、別添のとおり新たに制定しますので、御了知の上、対応方よろしくお願いします。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

以上

(別添)

変更箇所	変更内容
別紙 CN-S3「中華人民共和国向け輸出さけ類の漁獲証明書の取扱要綱」	・輸出証明書の手数料納付について記載。 ・その他所要の改正。
別紙 EU-S2「英国及び欧州連合向け輸出水産製品の漁獲証明書及び加工証明書の取扱要綱」	・輸出証明書の手数料納付について記載。 ・その他所要の改正。
別紙 US-S3「アメリカ合衆国向け輸出エビ製品の取扱要綱」	・輸出証明書の手数料納付について記載。 ・その他所要の改正。
別紙 ZZ-S2「まぐろ類の輸出証明書の取扱要綱」	・輸出証明書の手数料納付について記載。 ・その他所要の改正。
別紙 ZZ-S3「めろの輸出・再輸出証明書の取扱要綱」	・輸出証明書の手数料納付について記載。 ・その他所要の改正。